

大阪市選挙管理委員会告示第6号

大阪市選挙管理委員会規程（昭和22年大阪市選挙管理委員会告示第132号）の一部を
次のように改正する。

令和7年4月23日

大阪市選挙管理委員会

委員長 小 笹 正 博

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後
欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう改める。

改正後	改正前
第4条 委員長又は委員及び補充員に 異動があつたときは、委員会は直ち にその者の住所、氏名を告示しなけ ればならない。 <u>ただし、住所の全部</u> <u>の告示に支障があると認めるとき</u> <u>は、当該住所の一部の告示をもつて</u> <u>当該住所の全部の告示に代えること</u> <u>ができる。</u>	第4条 委員長又は委員及び補充員に 異動があつたときは、委員会は直ち にその者の住所、氏名を告示しなけ ればならない。

附 則

この改正規程は、公布の日から施行する。

(行政委員会事務局総務部総務課)